

私立幼稚園の利用定員について

子ども・子育て支援法第31条第2項において、自治体が教育・保育施設の利用定員を定める際には、子ども・子育て会議の意見を聞かなければならないと規定されていることから、次の各園の利用定員についてお諮りするものです。

1. 施設の概要と認可定員、利用定員

認可定員数…千葉県に対する保育所設置認可申請において計上する定員数

利用定員数…市が施設の確認の手続きの中で定める定員数（原則、認可定員と同数）

1号認定子ども…満3歳以上の小学校就学前子どもで、保育を必要としない子ども

2号認定子ども…満3歳以上の小学校就学前子どもで、保育を必要とする子ども

3号認定子ども…満3歳未満の保育を必要とする子ども

(1) 市川学園西の原幼稚園（令和2年4月1日に私立幼稚園から新制度幼稚園へ移行予定）

事業類型：幼稚園

所在地：印西市西の原3-15

運営主体：学校法人 市川学園

【認可定員・利用定員内訳】

3歳児	4歳児	5歳児	計
60	60	60	180